



徳島県報

発行者 徳島県

発行所 徳島県監察局
法制文書課

定期第675号 令和6年3月5日発行

目次

は県例規集登載

【告示】

番号	表題	担当課名
116	特定調達契約について一般競争入札により落札者を決定した件	管財課
117	同	同
118	指定居宅サービス事業の廃止について届出があった件	長寿いきがい課
119	指定介護予防サービス事業の廃止について届出があった件	同
120	漁船損害等補償法の規定による同意を求め るための事前届出があった件	漁業管理調整課

【労働委員会告示】

番号	表題	担当課名
1	徳島県労働委員会公文書管理規程	

【収用委員会規則】

番号	表題	担当課名
1	徳島県収用委員会公文書管理規則	

徳島県告示第百十六号

徳島県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成八年徳島県規則第十二号）第一条に規定する特定調達契約について一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第 三百七十二号）第十二条の規定により次のとおり公示する。

令和六年三月五日

徳島県知事 後藤田 正 純

- 一 落札に係る物品等の名称及び数量
徳島県万代庁舎で使用する電気（電力量の五十パーセントが再生可能エネルギー由来の電力であること。）
調達期間における予定使用電力量の合計 三、四〇五、三〇〇キロワットアワー
契約電力 仕様書による。
- 二 契約に関する事務を担当する課等の名称及び所在地
徳島県経営戦略部管財課
徳島市万代町一丁目一番地
- 三 落札者を決定した日
令和六年二月十六日
- 四 落札者の氏名及び住所
日本エネルギー総合システム株式会社
香川県高松市林町一九六四番地一
- 五 落札金額
一億二百二十六万八千二十九円
- 六 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 七 一般競争入札の公告を行った日
令和五年十二月二十二日

徳島県告示第百十七号

徳島県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成八年徳島県規則第十二号）第一条に規定する特定調達契約について一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第 三百七十二号）第十二条の規定により次のとおり公示する。

令和六年三月五日

徳島県知事 後藤田 正 純

- 一 落札に係る物品等の名称及び数量
徳島県六合同庁舎で使用する電気
調達期間における予定使用電力量の合計 一、八六八、七〇〇キロワットアワー
契約電力 仕様書による。
- 二 契約に関する事務を担当する課等の名称及び所在地
徳島県経営戦略部管財課
徳島市万代町一丁目一番地
- 三 落札者を決定した日
令和六年二月十六日
- 四 落札者の氏名及び住所
新エネルギー開発株式会社
兵庫県伊丹市中央五丁目五番十号
- 五 落札金額
五千六百五十七万九千九百四十九円
- 六 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 七 一般競争入札の公告を行った日
令和五年十二月二十二日

徳島県告示第百十八号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第七十五条第二項の規定により、指定居宅サービス事業の廃止について、次のとおり届出があった。

令和六年三月五日

徳島県知事 後藤田 正 純

指定居宅サービス事業者		指定居宅サービス事業を行う事業所		サービスの種類		廃止の届出	
名称	所在地	名称	所在地	種類	の受理日	年月日	廃止
有限会社野木介護センター	名西郡石井町石井字白鳥五五八番地一	有限会社野木介護センター	名西郡石井町石井字白鳥五五八番地一	訪問介護	令和五年十一月三十日	令和六年一月三十一日	
レリープ株式会社	徳島市沖浜町明治開三四二	店 トマト調剤薬局坂野	小松島市坂野町字平田三〇一	居宅療養管理指導	同 十二月二十五日	同	
同	同	店 トマト調剤薬局国府	徳島市国府町桜間字登々路八一	同	令和六年一月十九日	同	
同	同	店 トマト調剤薬局中田	小松島市中田町字広見一番八七	同	同	同	
同	同	店 トマト調剤薬局鯛浜	板野郡北島町鯛浜字西中野九九番三	同	同	同	

徳島県告示第百十九号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第百十五条の五第二項の規定により、指定介護予防サービス事業の廃止について、次のとおり届出があった。

令和六年三月五日

徳島県知事 後藤田 正 純

指定介護予防サービス事業者		指定介護予防サービス事業を行う事業所		サービスの種類		廃止の届出	
名称	所在地	名称	所在地	種類	の受理日	年月日	廃止
レリーブ株式会社	徳島市沖浜町明治開二四二	トマト調剤薬局坂野店	小松島市坂野町字平田三〇一	介護予防居宅療養管理指導	令和五年十二月二十五日	令和六年一月三十一日	
同	同	トマト調剤薬局国府店	徳島市国府町桜間字登々路八一	同	令和六年一月十九日	同	
同	同	トマト調剤薬局中田店	小松島市中田町字広見一番八七	同	同	同	
同	同	トマト調剤薬局鯛浜店	板野郡北島町鯛浜字西中野九九番三	同	同	同	

徳島県告示第百二十号

漁船損害等補償法施行令（昭和二十七年政令第六十八号）第五条第一項の規定により、漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第一百十二条第一項の規定による同意を求めるための事前届出があったので、同令第五条第三項の規定により、次の一のとおり公示し、届出に係る指定漁船調書を次の二により縦覧に供する。

令和六年三月五日

徳島県知事 後藤田 正 純

一 届出事項

1 発起人の住所及び氏名

徳島市応神町古川字東一八六 三 坂東 善則

同 字戎子野一四 一六 瀧川 大作

2 加入区

応神加入区

3 漁船損害等補償法第百十三条第一項の申出をする漁業協同組合の名称

応神町漁業協同組合

二 指定漁船調書の縦覧

1 縦覧期間

令和六年三月五日から同月十九日まで

2 縦覧場所

徳島市応神町古川字東一〇五番地

応神町漁業協同組合

徳島県労働委員会告示第一号

徳島県労働委員会公文書管理規程を次のように定める。

令和六年三月五日

徳島県労働委員会会長 豊 永 寛 二

徳島県労働委員会公文書管理規程

徳島県労働委員会公文書管理規程（平成十三年徳島県労働委員会告示第三号）の全部を改正する。

（趣旨）

第一条 この規程は、徳島県公文書等の管理に関する条例（令和五年徳島県条例第十七号。以下「条例」という。）第十一条第一項の規定に基づき、公文書の管理に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第二条 この規程において「公文書」とは、条例第二条第二項に規定する公文書のうち、徳島県労働委員会（以下「委員会」という。）の事務局の職員が職務上作成し、又は取得したものをいう。

2 前項に定めるもののほか、この規程において使用する用語は、条例及び徳島県公文書管理規程（令和五年徳島県訓令第十一号）において使用する用語の例による。

（公文書の管理体制）

第三条 調整課長は、公文書の管理に関する事務を総括する。

（公文書の記号及び番号等）

第四条 規則、告示及び達には、それぞれ「徳島県労働委員会規則」、「徳島県労働委員会告示」及び「徳島県労働委員会達」と付するものとする。

2 次の各号に掲げる公文書には、それぞれ当該各号に定めるところにより、記号を付するものとする。

一 達 「徳島県労働委員会達」の次に次号に規定する記号を付すること。

二 委員会が発する公文書（前項に規定する公文書を除く。） 別に例式があるものを除き、徳労委の記号を付すること。

3 前項各号に掲げる公文書のうち、秘密に属する公文書には、同項の規定により付された記号の次に「秘」と付するものとする。

4 次の各号に掲げる公文書には、それぞれ当該各号に定めるところにより、番号を付するものとする。

一 規則及び告示 その種類ごとに暦年による一連番号を付すること。

二 達 年度による一連番号を付すること。

三 第二項第二号に掲げる公文書 別に例式があるものを除き、電子決裁・文書管理システムにより、年度による一連番号を付すること。

5 第二項及び前項の規定にかかわらず、記号若しくは番号を付することが適当でないと思われる公文書又は軽易な公文書については、これらを省略することができる。

（公文書の管理状況の点検）

第五条 調整課長は、公文書の管理状況について、少なくとも毎年度一回、点検を行うものとする。

2 調整課長は、前項の規定による点検の結果を踏まえ、公文書の管理について必要な措置を講ずるものとする。

(知事の事務部局の例による公文書の管理)

第六条 この規程及び別に定めがあるもののほか、公文書の管理については、知事の事務部局の例による。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、令和六年四月一日から施行する。

(徳島県労働委員会文書規程の廃止)

2 徳島県労働委員会文書規程(平成十七年徳島県労働委員会告示第一号)は、廃止する。

徳島県収用委員会規則第一号

徳島県収用委員会公文書管理規則を次のように定める。

令和六年三月五日

徳島県収用委員会会長 松 尾 泰 三

徳島県収用委員会公文書管理規則

徳島県収用委員会公文書管理規則（平成十三年徳島県収用委員会規則第二号）の全部を改正する。

（趣旨）

第一条 この規則は、徳島県公文書等の管理に関する条例（令和五年徳島県条例第十七号。以下「条例」という。）第十一条第一項の規定に基づき、公文書の管理に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第二条 この規則において「公文書」とは、条例第二条第二項に規定する公文書のうち、徳島県収用委員会（以下「委員会」という。）の事務局の職員が職務上作成し、又は取得したものをいう。

2 前項に定めるもののほか、この規則において使用する用語は、条例及び徳島県公文書管理規程（令和五年徳島県訓令第十一号）において使用する用語の例による。

（公文書の管理体制）

第三条 事務局長は、公文書の管理に関する事務を総括する。

（公文書取扱責任者及び公文書整理担当者）

第四条 委員会の事務局に、公文書取扱責任者（以下「責任者」という。）及び公文書整理担当者（以下「担当者」という。）を置く。

2 責任者は次長をもって充て、担当者は事務局長の指定する者とする。

3 責任者は、事務局長の命を受けて、次に掲げる事務を処理する。

- 一 公文書の審査に関すること。
 - 二 公文書の処理の促進及び改善に関すること。
 - 三 公文書の整理、保存及び移管又は廃棄に関すること。
 - 四 公文書ファイル管理簿の作成に関すること。
 - 五 前各号に掲げるもののほか、公文書の管理に関すること。
- 4 担当者は、責任者の指示を受けて、前項各号に掲げる事務を補助する。

（公文書の記号及び番号）

第五条 次の各号に掲げる公文書には、それぞれ当該各号に定める記号を付するものとする。

- 一 委員会が定める規則 徳島県収用委員会規則
- 二 委員会が行う告示 徳島県収用委員会告示
- 三 委員会が発する公文書（前二号に掲げるものを除く。） 徳収

2 次の各号に掲げる公文書には、それぞれ当該各号に定めるところにより、番号を付するものとする。

- 一 前項第一号及び第二号に掲げる公文書 その種類ごとに暦年による一連番号を付するものとする。

二 前項第三号に掲げる公文書 電子決裁・文書管理システムにより、年度による一連番号を付すること。

3 前二項の規定にかかわらず、記号若しくは番号を付することが適当でないと認められる公文書又は軽易な公文書については、これらを省略することができる。

(公文書の発信者名)

第六条 公文書の発信者名は、会長名を用いるものとする。ただし、事案の性質又は内容により、事務局長名等を用いることができる。

(公文書の管理状況の点検)

第七条 事務局長は、公文書の管理状況について、少なくとも毎年度一回、点検を行うものとする。

2 事務局長は、前項の規定による点検の結果を踏まえ、公文書の管理について必要な措置を講ずるものとする。

(知事の事務部局の例による公文書の管理)

第八条 この規則及び別に定めるもののほか、公文書の管理については、知事の事務部局の例による。

附 則

この規則は、令和六年四月一日から施行する。